

第20号

昭和44年3月15日

NORCニュース

社団法人 日本外洋帆走協会

巻頭言



総会を終えて、漸く新しい年度を迎えた感が深くなりました。

さて本年度の日本ヨット界の最大の関心事は、何と云つても、太平洋単独横断レースであろうと思います。このニュースがお手もとに届けられる頃は、世界の強豪達は、「フジヤマ」を目標に、思い思いのコースを選び、ある者は順風に乗り、ある者は暴風と闘いながら、しのぎを削つて走り続けていることでしょう。このレースに日本人が一人も参加しなかつたことは、まことに残念なことではありますが、このレースのフィニッッシュラインが日本に引かれたことは日本のヨット界にとつては、いろいろの意味で、意義深いものがあり、関係者一同大変喜びを感じている次第であります。たゞ願わくば、この良きレースに寸分たりともマイナスになるような現象が起らないことを、心から希うものであります。

NORCも、公益法人としての5周年を迎へました。既に組織も固まり、規程も一応完備し、業務も軌道に乗りましたので、これからは発展課程に入り、飛躍の段階が始まると考へるべきであろうと思います。ヨットの泊地問題を始めとし、今後に残された問題は沢山にあります。どうぞ、会員の皆様におかれましても、当協会の発展のため、ひいては日本ヨット界の発展と、世界的水準に近づけるため、大いにご尽力下さいますよう切望いたします。

目 次

I 本 部	1
1. 第15回理事会報告	1
2. 第6回通常総会報告	2
3. 太平洋単独横断レースについて	2
4. 船艇登録規程の制定	5
5. ライフラフト設置場所についての私見 関根 久	7
6. 本部連絡事項	9
(1) 総会資料の修正	9
(2) 1969年度NORCレース一覧表	13
7. 官庁通達事項	16
「国際信号書」の改正について 海上保安庁	16
8. よみもの 「風」	23
II 関東支部	25
1. 総務委員会	25
(1) 日本外洋帆走協会関東支部運営規則の制定	25
(2) 支部役員の決定	31
III 東海支部	33
1. 会議の状況	33
2. ポイントレース入賞艇	34
3. NORC新艇披露並びに「チタIII」壮行会	34
4. 「チタIII」の状況報告	34
5. 小型船舶操縦士試験について	36
6. 第7回海技教室の開催	36

7. 第 8 回海技教室の開催	3 6
8. 無線について	3 6
IV 京京都支部	
1. 総 務 関 係	3 7
2. 海事思想普及関係.....	3 8
3. そ の 他.....	3 8
4. 昭和 4 4 年度レース予定.....	3 8
V 内海支部	
1. 内海支部だより	3 9
2. 1 9 6 9 年内海支部レース案内.....	4 0
VI 西内海支部 (記事なし)	
VII 会員及び登録艇.....	
1. 会員及び登録艇の現状.....	4 2
2. 会員の異動.....	4 3
(a) 新 入 会 員.....	4 3
(b) 住所又は勤務先変更.....	4 7
(c) 会員間の異動.....	4 8
3. 新登録艇の紹介	4 9
あ と が き	
	4 9

I 本 部

1. 第 15 回理事会開催報告

この理事会は、入会金、会費、船艇登録料等の値上げ等の重要議案を決める波欄含みのものであつただけに、審議は殆んどこの件に集中された観があつたが、この件が原案通り決定してからは、まことに盛りたくさん議事も極めて順調に審議された。

その次第は下記の通りである。

記

日 時 昭和 44 年 2 月 23 日 (日) 11:30 ~ 14:00

場 所 東京都千代田区平河町 2-7 全共連ビル内 マツヤサロン

出席者 古屋徳兵衛、飯島元次、高村信、横山晃、外山賢三、関根久、吉谷竜一、角田博、丹羽由昌、穎川三郎、津田郁太郎、井上正春、田中敬一、土肥勝由、

委任状 5 通

審議議案

第 1 号議案 昭和 43 年度事業報告及び収支決算の承認を求める件

第 2 号議案 昭和 44 年度事業計画及び収支予算案の承認を求める件

第 3 号議案 候補生を制度化するための定款の一部変更承認を求むる件

第 4 号議案 (社) 日本外洋帆走協会の組織及び運用の諸規定及び改訂の承認を求める件

(1) (社) 日本外洋帆走協会組織及び運営規程の制定

(2) (社) 日本外洋帆走協会船艇登録規程の制定

(3) 安全規則の一部改訂

(4) 計測規則施行要領別表の改訂

(5) レース規則の一部改訂

第 5 号議案 資産の変更 (登記事項の変更)

第 6 号議案 賛助会員の推薦

第 7 号議案 定款第 10 条第 2 項による会員の除名承認の件

第 8 号議案 定款第 7 条による入会者の承認及びその他の件

2. 第6回通常総会報告

前記第15回理事会開催報告にも述べたように、この総会には、定款の変更、組織、運営規程の制定等の重要議案の外に、入会金、年会費、船艇登録料の値上げを決定するという、全会員に関係深い通常総会であつたため、2月23日の総会当日は、会場のマツヤサロンにて1時頃には既に多数の会員が集り、14:10の開会時には定款に定める定足数を遙かに上廻る出席者を得て、開会することができた。

今回は、関谷会長がご病気のため出席できず、大儀見専務理事も外遊中にて欠席であつたが、飯島常務理事の名説明によつて各議案とも全く反対意見なく、極めて順調に決定され16:00閉会した。当日議決された議案は

第1号議案 昭和43年度事業報告及び収支決算

第2号議案 昭和44年度事業計画及び収支予算

第3号議案 資産の変更（登記事項の変更）

第4号議案 準会員の制度化に伴う定款の一部変更

第5号議案 (社)日本外洋帆走協会組織及び運営規程の制定

第6号議案 安全規則の一部改訂

第7号議案 レース規則の一部改訂

第8号議案 欠員理事の補充

第9号議案 その他

(1) 賛助会員の推薦

(2) 定款第10条第2項により著しく会費の納入を怠つた会員の除名

(3) 計測申請手続等に関する施行要領の一部改訂

3. 太平洋単独横断レースについて

昨年から着々と準備を進めて来た太平洋単独横断レースも、正式エントリー6名、その後6番艇が棄権したため5隻にて、3月15日にサンフランシスコをスタートしました。このレースに日本からの参加者が1人もいないことは、各方面に意外の感を与えているようです。

第19号NORCニュースに載せた、外人選手の予定者も、多少変更になり、紅一点の西

ドイツの Edith Bauman も引込んでしまいました。

これからの興味は、

- フアースト フイニツシユ は誰か
- 所要日数は幾日か
- どんなコースが選ばれたか
- 大型艇と小型艇との間に格差が生ずるか
- 艇にはどんな改良が加えられているか

などと、人それぞれ変つた点に興味を持たれることでしょう。

N O R C の太平洋シングルハンドレースコミッティーはそれぞれの分担を定めて次の人の達にご苦労を願うこととなりました。

大儀見（委員長）、飯島（副委員長）、高村（信）、福吉、高村（孝）、稻富、バークレイ、山崎（達）、福留、の諸氏。

1969年太平洋単独横断レース参加名簿

船体番号	艇 名	帆 装	艇の寸法			乗 氏 名	年 令	性 別	国 籍	者
			全 長	水 綫 長	巾 深 さ					
1	MEX	SLOOP	10.7m	不明	不明	CLAUS HENNER	不明	男	西ドイツ	
2	SCUFFLER II	SLOOP	8.8	7.3	2.5	"JERRY" CARTWRIGHT	"	"	アメリカ	
3	PEN DUCK V	不明	10.7	9.0	3.5	ERIC TABARLY	"	"	フランス	
4	BLUE ARPEGGIO	SLOOP	10.9	6.7	3.0	JEAN-YVES TERLAIN	"	"	フランス	
5	VENT SURTOIT	KETCH (GAFF)	9.4	不明	不明	RENE HAUWAERT	"	"	ベルギー	
(乗組) 6	AMERICAN SPIRIT	SLOOP	8.9	7.6	2.4	RICHARD L STEVENSON	"	"	アメリカ	

(注) 1. 船体番号は舷側に大きく記入される。

2. 送信機所有の有無は不明ながら、所有艇は必要の際は、2183.5KCで呼出すことになつてゐる。

3. フイニッシュユーラインは城ヶ島灯台より、Mag. WEST 1,000mと決められた。

4. 到着後諸手続をなし、三崎港油壺又は小網代等に仮泊する予定。

4. 船艇登録規程の制定

今までNORCに登録する艇がいかなる基準に基いて決められるか、明確な規定がなく、各支部まちまちの見界であつたので、その不都合を除き、登録手続きが規定化されました。その全文は次の通りです。

NORC 船艇登録規程

(規定の適用)

第1条 (社)日本外洋帆走協会(以下「NORC」という)に船艇を登録するときは、この規程による。

(登録の条件)

第2条 NORCに登録する艇は、すべて次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) NORC会員の所有する艇であること。
- (2) 健全な外洋帆走艇であること。
- (3) 外洋ヨットレース出場資格に適合しない艇で、軽クルーザーとして登録することができる。

(登録の申込み)

第3条 NORCに船艇の登録をしようとするものは、外洋帆走艇登録申込書(様式第3号)に所要事項を記入し、登録料を添えて会長に提出し、固有の登録番号記載の登録証明書(様式第4号)の交付を受けるものとする。

(登録艇のオーナーの変更)

第4条 登録艇のオーナーが変更する場合は、新たにオーナーになる者は、改めてその艇の外洋帆走艇登録申込書(様式第3号)に登録料を添えて会長に提出し、新オーナー名義の登録証明書の交付を受けるものとする。

但しこの場合その艇の登録番号は変更しない。

(共同オーナー艇の代表者の名義変更)

第5条 共同オーナー艇の代表者の名義を変更する場合は、共同オーナー艇名義変更届(様式第5号)を会長に提出し、登録証明書の名義の書替えを受けるものとする。

(艇名の変更)

第6条 オーナーが登録艇の艇名を変更しようとするときは、艇名変更届（様式第6号）を会長に提出し新たに登録証明書の交付を受けるものとする。

(登録艇の登録抹消)

第7条 オーナーが登録艇の登録を抹消しようとするときは、登録抹消届（様式第7号）に登録証明書を添えて会長に提出し、登録の抹消を受けるものとする。

但し、登録を抹消した登録番号はそのままとし、他の艇の登録番号として使用しないものとする。

2. オーナーが退会したときは、同時にその所有艇の登録は抹消するものとする。
3. オーナーが退会したときは、エンサイン、クラブ旗、登録番号を使用してはならない。

(物品の交付)

第8条 船艇を登録した者には、クラブ旗及び国籍旗各1枚づつを交付するものとする。

(船艇登録料)

第9条 船艇登録料は次の通りとする。

(1) 計画水線長7.5m以上の艇 1件 10,000円

(うち支部交付金 3,000円)

(2) 計画水線長7.5m未満の艇 1件 5,000円

(うち支部交付金 1,500円)

(登録番号の表示)

第10条 登録番号は、メンスル、トライスル、及びスピネーカーに表示されなければならない。又これらのセールを使用しない場合は、これに代る明確な方法で登録番号を表示しなければならない。

2. 表示する登録番号の大きさは、次の基準によるものとする。

(1) クラスⅢ以上の艇

メンスルフトの長さ	高さ	巾	太さ	字間
15呎 (4.57m) 以下	18"	12"	3"	4"
15呎 (4.57m) 以上	21"	14"	3"	4"

(2) クラスⅣ以下の艇

高さ 巾 太さ 字間

15" 10" 2.5" 2.5"

(変更)

第11条 この規程は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

附 則

1. この規程は昭和44年1月1日に遡って実施する。
2. この規程の制定にともない、軽クルーザー委員会は解散する。

(別表)

支部名	登録番号
関東支部	100~199
	300~399
	600~699
東海支部	200~299
	400~499
京都支部	700~799
内海支部	1~99
	500~599
西内海支部	800~899

5. ライフラフト設置場所についての私見

「RED SHARK」 関根久

今度この艇を作るに当り、今迄の経験、及び事故の例から、下記の条件を満足させる処を考えました。

1. 乗員の常時居る場所に近いこと。

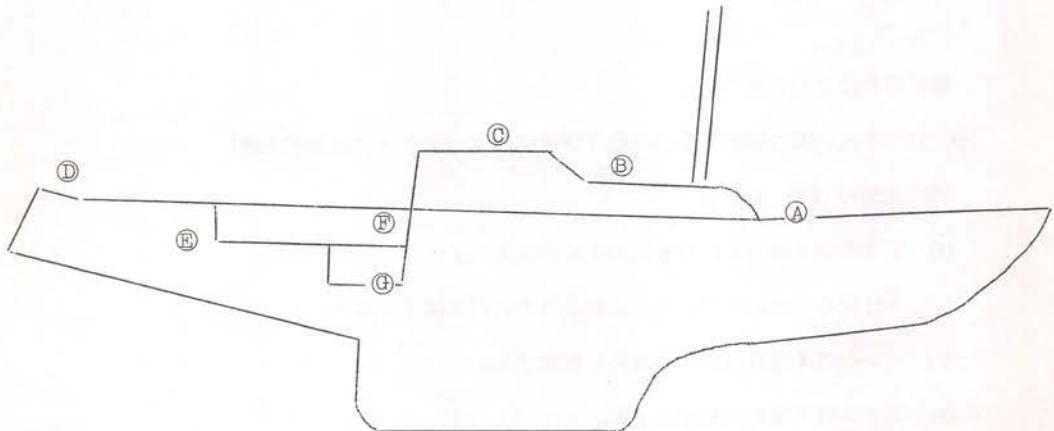
即、コツクピット、キャビンハッチの近く。

2. 2名の当直員が3秒以内に膨脹させられること。
もし必要とあればトリップラインを片手に操縦出来ること。
 3. 展開したラフトが風にとばされぬよう確保する場所で、乗員が安全に放棄出来ること。
コックピット 例「JOVIAL FIVE II」
 4. 相当の強風、波、それによるヒールでスリップしてラフトが、位置をかえたり、海中に落下したりせぬこと。
例「MISS#SUNBIRD」、ふじやま丸 SHARK X
 5. ラフト積載のために船の性能の低下を及ぼさないこと。
作業の邪魔にならず、トップヘビー、スタンヘビーにならぬこと。
 6. 常に安全な状態で維持し、点検が容易であること。
日光、潮風にさらさぬこと。

例 スタグ ハウンド

以上の諸条件、本船の場合とヨットの差を充分に考えて、最良の場所として現在位置に決定、
大変に満足しております。

他に考えられる場所としては次の諸点ですが、その何れと比較しても「RED SHAR」で採用している場所が優れていると思います。



場所	条件	本文の項目					
		1	2	3	4	5	6
A		×	×	×	×	×	×
B		×	×	×	×	×	×
C		△	×	×	×	×	×
D		×	×	△	△	△	△
E		△	×	○	○	△	○
F		○	○	○	○	○	△
G		○	○	○	○	○	○

以上のグラフにより、その安全性について9点で何も差し支えないばかりか、最良の場所であることを確信します。

6. 本部連絡事項

(1) 総会資料（既に配布済みのもの）の修正

2月に配布いたしました第6回通常総会資料は理事会及び通常総会における審議により多少の修正部分が出ましたので、甚だお手数ながら、お手もとの総会資料の修正をして下さい。

修正部分は次の通りです。

(a) 社団法人日本外洋帆走協会組織及び運営規程 (N O R C組織図参照)

(ア) 表題の（案）をとる

(イ) 第3条第4項（2）号を次の条文に変える。

「計測の企画、実施、及び計測証書の発行に関すること。」

(ウ) 第3条第4項の（5）の条文を削除する。

(エ) 第3条第4項の(6)を(5)とする。

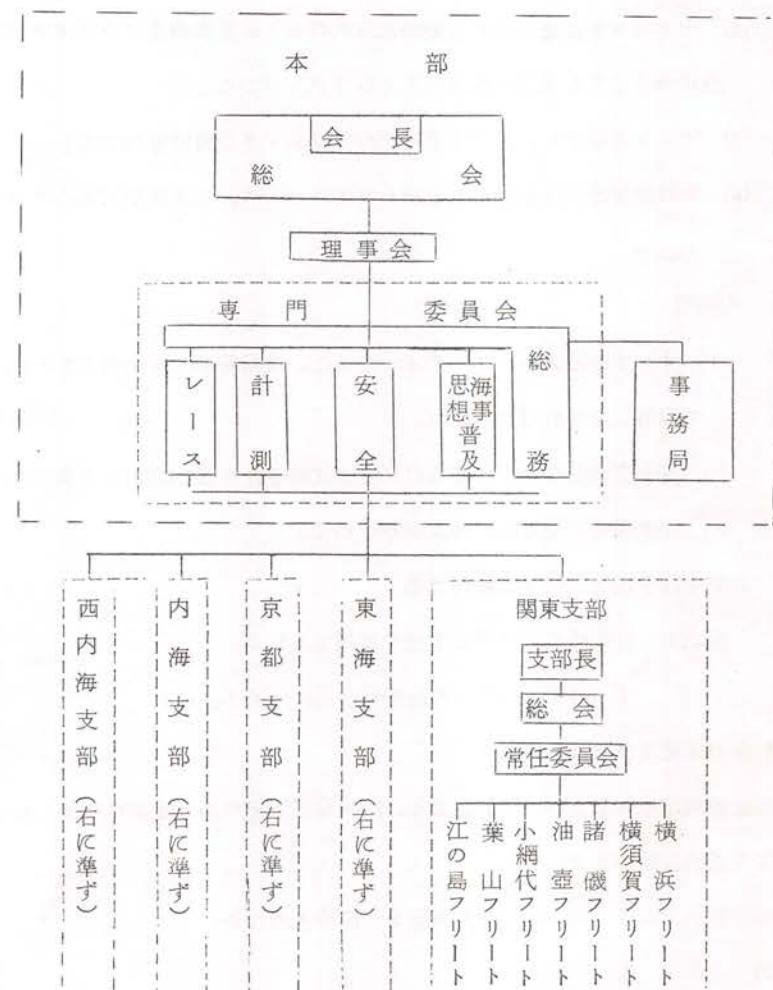
(オ) 第13条第2項を次の条文に改める。

「正会員、準会員にして、特別会員に編入した者、及び準会員にして満20才に達

した者は、その年度の年会費の差額を納めなければならない。ただし、特別会員にして正会員又は準会員になつた者には、年会費の差額は返還しない。」

(a) 第19条のあとに附則の文字を入れる。

N O R C 組織図 (案)



(b) 安全規則

(7) 第7条第3項を次の如く改める。

「外洋で行動する軽クルーザーは、艇の大きさに応じて、1.2.と同等効力の技術基準を満たさなければならない。」

(1) 第7条にて第4項を設けて次の条文とする。

「4. 外洋以外の水域で行動する軽クルーザーは、下記の簡易基準を満さなければならぬ。

(1) 全長 5 m 以上

(2) 復原範囲 100° 以上

(3) 100° 傾斜で艇内に海水が浸入しないこと。

(4) コクピットはなるべく自動排水方式のこと。自動排水コクピットでない艇は、艇内に満水しても乗員を水上に支える浮力を持つこと。

(5) いかなる時でも、海上ですみやかに縮帆できる装置を持つこと。

(6) 乗員の半分以上が寝られる被われたスペース、及び炊事できるスペースを持つこと。

(備考)

(1) すべての軽クルーザーのオーナーは、簡易基準より上廻ることを、文書をもつて申告しなければならない。

(2) 安全委員会は疑問のある艇に復原試験または浸水試験を要求できる。

(3) 強制備品の品目は、各支部が定める。

(c) 計測申請手続等に関する施行要領

別表1. 計測料の表の下に下記の字句を入れる。

「(軽クルーザーの計測料は別に定める。)」

(2) 料金の変更及び取扱い銀行

前記諸規定の制定並びに改訂により、諸料金が下記の通り変更されました。お間違いなきようご納入願います。

年会費納入期日 毎年度 2月末日までに納入のこと。

納 入 先

現 金 N O R C 本部宛

振込み { 住友銀行虎ノ門支店 普通預金口座
日本勧業銀行虎ノ門支店 普通預金口座

(注) 京橋支店より虎ノ門支店に移しました。

口座名は(社)日本外洋帆走協会

料 金 表

入 会 金	特 別 会 員	¥ 1 0, 0 0 0
	正 会 員	¥ 5, 0 0 0
	準 会 員	¥ 1, 0 0 0
年 会 費	特 別 会 員	¥ 1 0, 0 0 0
	正 会 員	¥ 3, 0 0 0
	準 会 員	¥ 1, 0 0 0
船 艇 登 錄 料	計画水線長 7.5m 以上	¥ 1 0, 0 0 0
	〃 7.5m 未満	¥ 5, 0 0 0
安 全 檢 查 料		¥ 1, 0 0 0
計 測 料		¥ 5, 0 0 0 ~
関東支部基金(関東支部のみ)		¥ 1, 0 0 0

(3) 1969年度N O R C レース計画表

1969年度NORCレース一覧表

主 催 項目	本 部		関 東				支 部				東	
	レース名	第3回 八丈島	第10回 鳥羽バール	1969 第1回 初	島 大島回航	第3回 島 初	1969 第2回 島 初	島 大島回航	第14回 島 初	1969 第3回 島 初	島 大島回航	第7回 小カッブ
開催日	5月 1日~5日	7月 25日~27日	4月 5日~6日	4月 26日~27日	5月 24日~25日	6月 28日~29日	5月 24日~25日	6月 28日~29日	10月 17日~19日	10月 25日~26日	11月 22日~23日	4月6日
コ一ス	小網代島 八丈島 城ヶ島	鳥羽 1 城ヶ島	小網代島 1 大島	羽小網代島 初 1 小網代島	小網代島 初 1 大島	小網代島 初 1 小網代島	小網代島 初 1 小網代島	小網代島 初 1 小網代島	小網代島 初 1 小網代島	小網代島 初 1 小網代島	小網代島 初 1 小網代島	崎 1 子 崎
距 離	290'	150'	48'	68'	82'	48'	99'	48'	99'	48'	68'	27'
スターント	場所 日時	小網代島 5月 1日 1200午前中	鳥羽 4月 5日 1800	小網代島 4月 26日 1000	小網代島 5月 24日 0800	小網代島 6月 28日 1800	小網代島 10月 17日 2200	小網代島 10月 28日 1800	小網代島 10月 29日	小網代島 10月 6日	小網代島 11月 4日	崎 4月6日 0600
申込期日	4月 7日	6月 30日	3月 17日	4月 7日	5月 6日	6月 9日	9月 29日	10月 25日 1800	11月 22日 1000	11月 22日 1000	11月 4日	
出場範囲 (担当フリート)	クラスⅢ以上	V以上	V以上	V以上	V・V	V以上	V以上	V以上	V以上	V以上	V以上	
帆走委員長			(諸國) 落合公平	(油壺)	(小網代)	(葉山)	(シボニカ)	(江の島)	(小網代)	(江の島)	(小網代)	角田博
その他							シリーズレース スプリング	5月11日 3月16日 4月20日	5月9日 6月8日	7月6日 8月10日 9月7日	10月12日 11月16日	

海		支		鬼崎フリート		京都		都		支		部		
熊 野	ネービー カッブ	野 島	島	第1回 伊勢湾 ポイント	第2回 伊勢 ポイント	第3回 伊勢 ポイント	回	羽 島	島	多 景	島	竹 生	島	沖ノ島
5月4日	9月14日	11月2日	1月15日	3月21日	6月8日	7月20日	4月27日	5月18日	6月 14日～15日	7月6日	8月24日	10月 4日～5日	11月2日	
鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	島	島	島	島	島	島	島	
鬼 浜	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	島	島	島	島	島	島	島	
5'2'	60'	35'	10'	10'	10'	10'	25'	20'	26'	26'	26'	26'	26'	
鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	鬼 崎	
5月4日 0 0 0 0	9月14日 0 0 0 0	11月2日 0 0 0 0	1月15日 0 9 0 0	3月21日 0 9 0 0	6月8日 0 9 0 0	7月20日 0 0 0 0	4月27日 0 9 0 0	5月18日 0 7 0 0	6月14日 1 8 0 0	7月6日 0 7 0 0	8月24日 0 7 0 0	10月4日 1 7 0 0	11月2日 0 9 0 0	
浅見和也	石川謙一	伏見龍一郎	坂井繁之	浅見和也	佐藤充弘	水上健	井上松本	秋山	北岡、辻井	馬秋山	中谷	玉舎	松居	
満月ランデブー 9月25日 K.Y.C 1600スタート 堅田浮御堂へ														

		内 海 支 部				西 内 海 支 部							
島	紀伊水道洲	本大阪灣横断	幡	磨	高	灘	松	山	山	ダイヤモンド別	府	柱	島
沖ノ島	7月19日~22日	8月16日~17日	10月4日~5日	11月22日~23日	11月1日~2日	11月1日~2日	5月	7月	8月	山口大島宮	山口大島宮	10月	島
大橋ノ島	新和歌浦	西宮	須	磨	的	形	宮	島	島	島	島	島	島
大沖ノ島	於龜	瀬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	島
大橋	田邊	洲	本	淡輪	黑崎	鞍	松	山	山	山	山	山	島
	20'	60'	30'	19'	18'	50'							
大橋	新和歌浦	西宮	妙法寺川口	的形	港外	的形	港外	宮	島	山口大島宮	山口大島宮	島	島
12月7日	7月20日	8月17日	10月5日	11月23日	11月1日								
0900	0600	0500	0600	0700	2300								
	7月5日	8月3日	9月21日	11月9日	10月25日								
内海支部安 全規則合格	オーブン	オーブン	オーブン	内海支部安 全規則合格									
田村	谷川晴彦	浜永裕	武内良夫	神村正弘	塙本修	西岡、佐々木	宮西勝秋	田中敬一	菅美昭				
	ランナー	5月3日	淡路島西海岸										
				ランナー	4月	宮島海楽園							

7. 官庁通達事項

このたび、36年間にわたつて使用されてきた国際信号が大幅に改正され、来る4月1日より新しい信号様式が用いられることとなつた旨、海上保安庁より通達が出されたので、お知らせいたしますとともに、国際レースに参加されたり、国際航海をされる艇等には、特に新しい「国際信号書」を備えられるようお勧めいたします。

国際信号書の改正について

44.2.25

海上保安庁

1. 実施期日及び制度

今回、国際信号書が全面改正になり、昭和44年4月1日から新国際信号書が実施されることになつた。この改正に伴い、海上保安庁においては、国際信号書に関する制度の整備を準備しており、近日中に新省令を制定する予定である。

2. 改正の経緯

昭和36年(1961年)IMO(政府間海事協議機関)にて、国際通信書の改正のための委員会が設置され昭和40年(1965年)IMOの第4回総会において改正、国際信号書が採択された。

注:現行は、「国際通信書」と呼称しているが、改正後は「国際信号書」と改める。

3. 改正のおもな内容

今回の改正は、現行のものが非常に煩雑であるので、これを改めて簡便にすること及び信号事項を航海の安全に関する事項に主眼をおく、という二大方針に基づいて次のような改正を行なつた。

(1) 現行の国際通信書は信号篇及び電信篇の二分冊になつており、各分冊ごとに信号を定めている。

これを改めて一冊にまとめ、各信号の方式とも使用する信号は共通なものとなつている。

(2) 現行の国際通信書は信号の数が非常に多数であるため使用上不便である。

これを改めて使用頻度の少ない事項に関する信号は整理し、信号の数を少なくまとめている。

(3) 現行の信号は語句の表示となつてゐるため、文章を送信する場合は信号を組合せる必要がある。

これを改めて信号は文章を表示するものとし、かつ文章の変化が簡便にできるようになつてゐる。

(4) 現行の信号の字数は、信号篇においては 1 字から 4 字まで、電信篇においては 5 字となつてゐる。

これを改めて信号の字数は 1 字から 3 字までとなつてゐる。

(5) 信号事項を、一般部門及び医療部門の二大構成とし各部門を事項別にまとめて使用の便を図つてゐる。

(6) 現行の国際信号書は地名の信号も定めているが、これは廃止された。

4. 国際信号書の構成

国際信号書は、総則、一般部門及び医療部門によつて構成しており、その概要は次の通りである。

(1) 総則

総則においては、信号の基本となる事項、すなわち用語の定義、通信文の変化の方法、信号方式の種類、各信号方式別の信号方法等を解説すると共に、緊急、重要又は使用頻度の高い事項に関する 1 字信号を定めている。

(2) 一般部門

医療機関を除き、船舶の運航に関する事項を定める（2 字信号）とともに、通信文の変化を容易にするための補足語を定め、この補足語をまとめた補足語表を掲げている。

なお、一般部門の信号事項は、船舶の遭難及び救助に関する事項を主眼としている。

(3) 医療部門

医療部門は、救助の一態様である医療救助をまとめており、船内において患者が発生した場合に、患者の容態を医療機関等に伝え、医療機関等からの指示を得て応急手当を行うことができるようになつてゐる。

(参考)

補足語の用法

新国際信号書の特色の一つは、文章の変化が簡便にできることであり、このために、補足語を使用することにしている。

1. 補足語表を使用しない場合

(1) 部分的変化

例 " C P " " 私 (または指示船) は、あなたの援助に向かつてゐる。 "

" C P 1 " " S A R (捜索救助) の航空機は、あなたの援助に向かつて (向かおうとして) いる。 "

(2) 質問

例 " D Y " " 船 (名称または信号符字) が、緯度
経度 で沈没した。 "

" D Y 4 " " 船の沈没した場所の水深はいくらか。 "

(3) 回答

例 " H X " " あなたは、衝突によつて損傷をうけたか。 "
" H X 1 " " 私は、水線上に重大な損傷をうけた。 "

(4) 情報の伝達

例 " I N " " 本船は、潜水夫が欲しい。 "
" I N 1 " " 本船は、プロペラのからみ物を取るため、潜水夫が欲しい。 "

2. 補足語表を使用する場合

例 " W T " " 非常に発達した低気圧が指示方向 (補足語表Ⅲ) から近づいてゐる。 "

国際信号書の改正に伴なう注意事項について（抜萃）

1. 国際信号書の意義

国際信号書は、船舶が、他船又は陸上と略号を用いて通信しようとする際の信号の方法及び意味を定めたものである。

日本船舶は、略号を用いて通信しようとする場合は付近にある者が誤解するおそれがない場合を除いて、今年4月1日からは、この国際信号書に基づいて通信しなければならない。従つて、新しい国際信号書を入手するまでの間は、略号を用いて通信することは、避けた方が賢明である。

2. 国際信号書の備付け

(1) 備付けを義務付けられる船舶

(ヨットはこの中に入らないので略す)

(2) 備付け義務を除外されている船舶の措置

法的には上記(1)以外の船舶は、国際信号書の備付け義務を除外されているが、他船等から国際信号書による通信を受けた場合に支障を来たさないように、これらの船舶においてもできるだけ国際信号書を備付けることが望ましい。

3. 国際信号書の販売

日本語版の国際信号書は2月27日から発売されており、日本海員掖済会及び同会の特約店に連絡すれば、入手できる。（定価￥3,500-）

4. 国際信号書の主な内容

国際信号書の主な内容及改正点は、

(1) 各信号方式とも、使用する信号は同じ現行のものは、信号篇と電信篇によつて信号が異なるつているが、改正によつて旗りゆう信号発光信号、音響信号、拡声器による音声通話、無線電信、無線電話、手旗または徒手で行なう信号のいづれにあつても、使用する信号

(略号) はみんな同じである。

(2) 主な信号の意味

イ 遺難信号、緊急信号 (現行通り)

ロ 一般1字信号の意味

(a) 一般1字信号のうち、B・C・D・E・F・G (私は水先人が欲しい) 、H・I・

L・O・P (港内で、本船は、出港しようとしているので全員帰船されたい) 、Q・

S・U・V・W・Xは、現行通りである。

(b) Rは、一般1字信号のうちからなくなり、現行の手続信号 (“受信した”または
“あなたのただいまの信号を受信した”) と同じ。

(c) 改正された一般1字信号は次の通り

A	私は、潜水夫をおろしている。微速で十分避けよ
G	私は、水先人が欲しい (現行どおり)
	私は、揚網中である。 (漁場で接近して操業している、漁船によつて用いられたとき)。
J	私は火災中で、危険物を積んでいる。私を十分避けよ。
K	私は、あなたと通信したい。
M	本船は停船している。行足はない。
D	港内で、本船は、出港しようとしているので全員帰船されたい。 (現行通り)
	洋上で、本船の漁網が障害物にひつかかっている。 (漁船はこのような意味に用いることができる)。
T	本船を避けよ。本船は二そうびき トロールに従事中である。
Y	本船は、走錨中である。
	私は、引き船がほしい。
	私は投網中である。 (漁場で接近して操業している漁船によつて用いられたとき)

1字信号 いづれの信号方式でも行うことができる。

※印は、注意(1)を参照のこと。

A	私は、潜水夫をおろしている、微速で十分避けよ。
※ B	私は、危険物を荷役中または運送中である。
C	イエス (肯定または“直前の符号は肯定の意味に解されたい”)。
※ D	私を避けよ。私は、操縦が困難である。
※ E	私は、針路を右に変えている。
F	私は操縦できな。私と通信せよ。
G	私は水先人がほしい。
	私は揚網中である。
	(漁場で接近して操業している漁船によって用いられたとき)。
※ H	私は、水先人を乗せている。
※ I	私は、針路を左に変えている。
J	私は火災中で、危険物を積んでいる。私を十分避けよ。
K	私は、あなたと通信したい。
L	あなたは、すぐ停船されたい。
※ M	本船は停船してい。行き足はない。
N	ノウ (否定または“直前の文字は否定の意味に解されたい”)。
	この信号は、視覚信号と音響信号にだけ使用し、音声または無線による送信は
	“NO”を使用する。
O	人が、海中に落ちた。
P	港内で、本船は、出港しようとしているので全員帰船されたい。
	洋上で、本船の漁網が障害物にひつかかっている。
	(漁船はこのような意味に用いることができる)。
Q	本船は健康である。検疫交通許可証を交付されたい。

※ S	本船の機関は後進中である。
※ T	本船を避けよ。本船は、2そうびきのトロールに従事中である。
U	あなたは危険に向つている。
V	私は援助がほしい。
W	私は、医療の援助がほしい。
X	実施を待て、そして私の信号に注意せよ。
Y	本船は走锚中である。
Z	私は、引き船がほしい。
	私は投網中である。
	(漁場で接近して操業している漁船によつて用いられたとき)。

- 注意 (1) ※印の信号を音響信号で行なう場合は、海上衝突予防法第15条および第28条の規定に従がわなければならない。
- (2) KとSの信号は、遭難中の人員の乗つている小型ボートの上陸用信号として、特別の意味を持つている。
- (1960年、海上人命安全条約第5章第16規則)。

1字信号の補足的用法

いづれの信号方式にも用いることができる。

A	3けたの数字の直前に付けて	方位角または方位
C	3けたの数字の直前に付けて	針路
D	2けた、4けた、または6けたの数字の直前に付けて	日付
G	4けた、または5けたの数字の直前に付けて	経度 (最後の2けたは分、前の2けたまたは3けたは度を表わす)

K	1けたの数字の直前に付けて……私は、あなたと……（補足語表1）によつて通信したい。
L	4けたの数字の直前に付けて……緯度（最初の2けたは度、との2けたは分を表わす）
R	1けた以上の数字の直前に付けて……距離（海里を単位とする）。
S	1けた以上の数字の直前に付けて……速度（ノットを単位とする）。
T	4けたの数字の直前に付けて……地方時（最初の2けたは時、との2けたは分を表わす）。
V	1けた以上の数字の直前に付けて……速度（キロメートル/時を単位とする）
Z	4けたの数字の直前に付けて……グリニッジ平時（最初の2けたは時、後の2けたは分を表わす）

「風」（続き）

よみもの

(2) 春の風

春の風で一番知られているのは、何といつても「春一番」であろう。しかし日本は今なお、陰暦と太陽暦がごつちやになつており、春の季節さへ現在の通念では3.4.5月であるが、暦の24節気では、立春、即ち2月の4日から5日頃から、5月5日頃の立夏までが春ということになつてゐるのであつて、これでは春の中に冬らしい寒い季節が含まれて、春といふ季節感が大きくずれてしまうのである。

そのため従来の春の風の中には、多分に冬の様な厳しいものも春の風として扱われているのが実情である。

×

×

「春一番」その名から春に入つて真先に吹く風という印象を与えるのであるが、実際は別の名においてそれ以前に吹く風もないわけではない。春一番は「春一」といわれ、内海方面で2月末から3月初め頃に、西を伴つて強く吹く南風のことであつて、この風が吹けば春が来る、即ち「春を呼ぶ風」といわれているのである。日本海の壱岐島の島人たち

も、この風の吹くのを首を長くして待つており、それ以後は急に冬の荒海も静かになり、本州との航路も平常化し、漁業も活発になるという。この「春一番」のあと、桜の花を控えて「春二番」という同じような雨を伴つた強い南風が吹いて、桜の花を早めることが多い。

×

×

上記の「春一番」という南風が吹く前から、「東風吹かば匂い起せよ……」で知られている早春の風「こち」がある。

北西の冬の季節風が次第に衰えて、日本の上を移動性高気圧と低気圧とが相次いで通るようになつて、東寄りの風即ち「東風」の吹く機会が多くなり、早春のみならず春を通じていわれる風である。しかし、「東風」だけで呼ばれる場合より、その上に名詞や形容詞がつく場合が多く、それだけで風の内容も具体化されてくるのである。例えば「梅ごち」「桜ごち」のほかに、漁民の間では「鰐（さわら）ごち」「いなだごち」などとして用いられ、時間や性格から「朝東風」「夕東風」「強東風」「正（ま）ごち」などと使い分けられ、春風のうちでもやゝ寒い感じを持つている。

×

×

春の風には、東風のほか西風もある。陰曆の2月15日は禊迦の入滅の日であるが、この頃に吹く西風のことを伊豆や鳥羽の漁師が「さざなみ」という。この風は禊迦入滅の淨土からの迎いの風だといい慣わされており、愛知県では「三祭吹」ともいつている。また丁度この頃が彼岸に当るのでこれを「彼岸西風」ともいい、別のもののように思つている者もいるが実際は同じ風である。

この西風は概ねそよそよ吹くものであるが、時には非常に強い風になるときもあり、こんな風を特に「貝寄せ」といい、大阪では、竜神が聖徳太子に貝殻を捧げるために吹く尊い風であるといふ一方、伊豆半島や鳥羽あたりの漁師たちは、この「貝寄せ」を怖っているという。

×

×

このほか春の風に、「ようず」という風があつて、主として瀬戸内海方面でいわれる言葉である。同じ南東の風に対して伊豆諸島方面では、「ゆーずまじ」「ゆーずがえし」と

訛つて用いられている。多少風の性質は違うけれども、静岡県の西部方面では夕方に吹く風のことを「よーで」というよく似た表現を用いているが風向は必ずしも東南とは限られていない。

×

×

春風駘蕩という春風は、まことに温かな春の風の総称であつて、この中に「まじ」という南風がある。これは南又は南寄りの穏やかな風であつて、桜の花の咲くころの南風を広島方面では、「桜まじ」といい、この風が吹く日を、メバリがよく釣れる釣日和とされている。

これよりももう少し遅れた6月頃吹く南風は、伊豆や伊勢方面で「油まじ」といわれ、晴れた静かなものとされている。しかし、内海方面では「油まじ」は夏の南風であるといつているところもある。「油照り」「油ぬ」などの夏の現象から受ける感覚からは、夏の南風の方がピッタリするように思われる。油を流したような瀬戸内海の「油なぎ」のとき、海面の一部分に小さなさざなみが立ち、そこにゆけば風があるぞと思わせる僅かな風を「油まじ」というとのこと、一名「油風」ともいはが、なるほどと感心させられる。恐らく内海支部、西内海支部の方々は、こんな風に出遭つて悩まされたことが、再々であろうと思います。

II 関東支部

(1) 日本外洋帆走協会関東支部運営規則の制定

当関東支部は去る2月23日マツヤサロンにおいて支部通常総会を開き、かねて懸案の日本外洋帆走協会関東支部運営規則を満場一致をもつて可決し、支部運営の制度化を図りました。

日本海洋帆走協会関東支部運営規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、日本外洋帆走協会(以下「N O R C」という。)関東支部といふ。

(事務所)

第 2 条 本支部は、事務所を N O R C 本部内に置く。

(目 的)

第 3 条 この規則は、N O R C の円滑な運営を図るため、関東水域における N O R C の事業の実施を目的とする。

第 2 章 組 織

(構 成)

第 4 条 本支部は、関東水域の会員（以下「会員」という。）をもつて構成する。

(役 員)

第 5 条 本支部に次の役員を置く。

(1) 支 部 長 1 名

(2) 常任委員 3 5 名以内（支部長、フリートキャップテンを含む。）

(3) 監 事 2 名以内

(役員の選任)

第 6 条 支部長は支部総会において、本支部に属する理事の中より選任し、理事会の同意を得て会長が任命する。

2 常任委員及び監事は、支部総会において会員の中より選任し、支部長が任命する。

(役員の職務)

第 7 条 支部長は、支部を代表し総括する。

2 支部長に事故ある時は、総務委員長がその職務を代理し、また常任委員会の議長となる。

3 常任委員は常任委員会を組織して、支部の日常業務の運営に当る。

4 監事は、支部の会計を監査し、会議に出席し、意見を述べることが出来る。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、N O R C 定款第1 4条を準用する。

(委員会)

第 9 条 常任委員会のもとに、次の委員会を置く。

(1) 総 務 委 員 会

- (2) 海事思想普及委員会
- (3) 安全委員会
- (4) 計測委員会
- (5) レース委員会
- (6) 水路委員会

(委員長及び委員の選任)

第10条 各委員会の委員長は、常任委員会に於て常任委員の中より選任し、支部長が任命する。

- 2 各委員会の委員は、常任委員会において、会員の中より選任し、支部長が任命する。
- 3. 各委員会には、必要に応じ委員長の選任した補助委員を置くことができる。

(委員会の職務)

第11条 総務委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 支部の事業及び企画に関する事。
 - (2) 各委員会相互間の調整に関する事。
 - (3) 儀式典礼に関する事。
 - (4) 会員の入会及び脱退に関する事。
 - (5) 支部の会計に関する事。
 - (6) 艇の登録に関する事。
 - (7) 官公署、関係機関、関係団体等に対する申請、報告、折衝及び意見具申等に關すること。
 - (8) 所掌事項に關し、本部との連絡及び本部への意見具申に關すること。
 - (9) その他、他の委員会に屬さない事。
- 2 海事思想普及委員会は、次の事項を扱う。
- (1) 海事思想普及のための企画及び実施に關すること。
 - (2) 外洋帆走艇に關する知識の啓発、宣伝並びに技術指導に關すること。
 - (3) 外洋帆走に必要な運用技術及び航海術の向上並びに航行の安全と事故防止の為の講習会の開催に關すること。

- (4) 本部海事思想普及委員会との連絡及び意見具申に関すること。
 - (5) その他、海事思想普及に関すること。
- 3 安全委員会は次の事項を扱う。
- (1) 安全検査の企画及び実施に関すること。
 - (2) 外洋帆走に必要な運用技術及び航海術の研究指導に関すること。
 - (3) 外洋帆走に必要な気象、海象の調査研究及び指導に関すること。
 - (4) 外洋帆走艇の船体及び属具備品に関する研究、試作及び成果の発表に関するこ
と。
 - (5) 外洋帆走艇の事故の調査及び防止に関すること。
 - (6) 外洋帆走艇の設計及び造船に関する指導に関すること。
 - (7) 本部安全委員会との連絡及び意見具申に関すること。
 - (8) その他、安全に関すること。
- 4 計測委員会は、次の事項を扱う。
- (1) 外洋帆走艇の計測の企画及び実施に関すること。
 - (2) 本部計測委員会との連絡及び意見具申に関すること。
 - (3) その他、計測に関すること。
- 5 レース委員会は、次の事項を扱う。
- (1) 支部の主催するレースの企画及び実施に関すること。
 - (2) レースの審判及び褒賞に関すること。
 - (3) 本部レース委員会との連絡及び意見具申に関すること。
 - (4) その他、レースに関すること。
- 6 水路委員会は、次の事項を扱う。
- (1) 港湾、泊地及び水路の調査、広報に関すること。
 - (2) 停泊、海面の確保に関すること。
 - (3) 標識等の設置及び廃止に関すること。
 - (4) 本部総務委員会との所掌事項の連絡及び意見具申に関すること。
 - (5) その他、水路に関すること。

(フリート)

第12条 本支部にて、事業の分担と、円滑なる運営及び会員相互の親睦を図るため、次のフリートを置く。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 横浜フリート | (5) シーボニアフリート |
| (2) 横須賀フリート | (6) 小網代フリート |
| (3) 諸磯フリート | (7) 葉山フリート |
| (4) 油壺フリート | (8) 江の島フリート |

2 フリートは、一泊地を恒久的に基地とする登録艇に属する会員をもつて構成する。

3 フリートキャップテンは、フリートを代表し、統括する。

4 フリートキャップテンはフリート総会により選出し、支部総会において選任する。

5 フリートの設立、廃止は、支部総会において決定する。

第3章 会議

(種別)

第13条 会議は総会、常任委員会、及びオーナー会議とする。

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、支部長が招集し、議長となる。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

3 臨時総会は、支部長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上が総会の目的事項を記載した文書をもつて要請したときは、支部長は、その請求のあつた日から30日以内に招集しなければならない。

4 総会を招集しようとするときは、開催日の10日前までに、会議の目的事項、日時及び場所を示した文書をもつて、会員に通知しなければならない。

ただし、緊急を要するときは、直ちに附議することが出来る。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、この規則に規定するもののほか、NORC定款第20条を準用する。

(総会の定足数及び議決)

第16条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することが出来ない。

2. 総会の議事は、出席した会員の半数の議決をもつて、これを決し、可否同数のときは支部長の決するところによる。
3. 総会に出席することのできない会員は書面をもつて、議決し、または他の出席者に議決権の代行を委任することができる。この場合、その会員は出席したものとみなす。
4. 議決権は（社）N O R C 定款第21条4項に準ずる。

(常任委員会)

第17条 常任委員会は、支部長が議長となり、常任委員をもつて構成し、必要に応じて、他の会員を適宜出席せしめることができる。

2. 常任委員会は、支部の日常の業務の運営に当たり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会に提出する議案。
 - (2) 総会によつて委任された事項。
 - (3) その他支部の運営上、必要な事項。

(常任委員会の招集)

第18条 常任委員会は、月1回の定例のほか、支部長が必要と認めたとき招集する。

(規定の準用)

第19条 常任委員会には、第16条の規定を準用する。

2. 前項の規定にかゝらず、審議事項に關係ある委員会の常任委員、委員又はフリートキヤツブテンが出席しない場合は、当該事項を議決することはできない。

(オーナー会議)

第20条 オーナー会議は、必要に応じて開催し、支部運営上の重要事項について審議する。

第4章 会 計

(事業年度)

第21条 本支部の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

(経費の支弁)

第22条 本支部の経費は、本部よりの交付金（会費、入会金、船艇登録料、レース参加料、計測料、安全検査料）及び寄付金、その他の収入により支弁する。

(臨時会費)

第23条 本支部の運営上必要あるときは、支部総会の議決を経て、臨時会費を徴収することが出来る。

(剩余金の処分)

第24条 本支部の毎事業年度において、剩余金が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

第5章 規則の変更及び支部の解散

(規則の変更)

第25条 この規則は支部総会の議決を得なければ、変更することができない。

(解散)

第26条 本支部の解散は、支部総会において、特別会員、正会員の3分の2以上の決議を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第27条 本支部の解散に伴う残余財産は、支部総会において、特別会員、正会員の3分の2以上の議決を得た後、会長の許可を受けなければ、処分することができない。

附 則

- 1 この規則の制定は、第25条に準じて行う。
- 2 この規則は、支部総会の議決がなされた日より施行する。
- 3 この規則の制定にともない、関東支部会計規則を廃止する。

(4.4.2.2.3制定)

(2) 支部役員の決定

3月19日1830より船舶振興ビル10階に於て開催した関東支部運営規則制定後の第1回常任委員会において同規則に定める支部役員が次の如く決定いたしました。

常任委員 古屋 徳兵衛 支部長

" 大儀見 眞

" 飯島 元次

" 渡辺 修治 計測委員

" 横山 晃 安全委員

常任委員 関根 久
〃 外山 賢三
〃 吉谷 竜一
〃 石原 慎太郎 海事思想普及委員
〃 名和 幸夫 総務委員長
〃 落合 公平 海事思想普及委員長
〃 福永 昭 安全委員長
〃 周東 英卿 計測委員長
〃 福吉 信男 レース委員長
〃 宇都宮 道春 水路委員長
〃 中戸 将治 総務委員
〃 加藤 栄美 海事思想普及委員
〃 武市 俊 計測委員
〃 森村 譲二 レース委員
〃 吉田 義明 レース委員
〃 稲富 敬 レース委員 (横須賀フリート
サブキヤップテン)
〃 池田 亀之助
〃 戸田 邦司
〃 守屋 克己
〃 安岡 信一
〃 津野 守邦 横浜フリートキヤップテン
〃 A. E. K I N G 横須賀〃
〃 金原 良一 油壺 〃
〃 山崎 達光 シーボニア 〃
〃 大谷 正彦 小網代 〃
〃 小林 秀一 葉山 〃
〃 岩田 穎夫 江の島 〃

高 村 孝 総務委員

監 事 土 肥 勝 由

" 富 永 弘

III 東海支部

1. 会議の状況

1月16日 支部例会

- 議題 (1) 小型船舶操縦士試験について
(2) 軽クルーザー問題特別委員会の答申について
(3) 海事普及、安全、計測各委員会の本年度事業計画について
(4) 通信対策特別委員会の運営について
(5) 新艇披露。「チタⅢ」壮行会について
(6) 鬼崎港の近況について
(7) 会旗掲揚の励行について

1月23日 常任委員会

- 議題 (1) 新艇披露「チタⅢ」壮行会打合せ
(2) 会費未納者督促の件
(3) 自衛艦乗艦実習の件
(4) 海技試験受験に際し乗船履歴証明の件
(5) 「外洋帆走の夕」開催に関する件

2月6日 支部総会

- 議題 (1) 43年度支部事業、決算報告、44年度事業計画、予算承認の件
(2) 会費値上げの件
(3) 「外洋帆走の夕」に関する件
(4) 海技試験に関する件
(5) 通信対策特別委員会中間報告（使用周波数帯、機種に関して）

3月6日 常任委員会

- 議題 (1) 総会、理事会報告
(2) 鬼崎ヨットハーバーのブイ検査について
(3) 造船懇談会の開催について
(4) 第7回海技教室、第8回海技教室について
(5) 通信機の諸問題について
2. ポイントレース入賞艇

第1回伊勢湾ポイントレース入賞艇（1月15日実施）

- 1位 「ペティ、プランセ」
2位 「しゃち」
3位 「アルバトロス」

第2回伊勢湾ポイントレース入賞艇（3月21日実施）

- 1位 「しゃち」
2位 「ペティ・プランセ」
3位 「ルナⅢ」

3. N O R C 新艇披露並びに「チタⅢ」壮行会

1月26日名古屋駅前ホテルニューナゴヤにおいて、昨年度後半入会の会員および登録艇の紹介をかねて2月17日衣浦港をロサンゼルスに向けて出帆した「チタⅢ」の壮行会を行つた。

当日は本部関東支部、京都支部、西内海支部からの参加もあり盛会であつた。

4. 「チタⅢ」の状況報告

(1) 航海計画

「C H I T A Ⅲ」航海予定表

日本（衣浦港）	出帆	1 9 6 9. 2. 1 7
ミドウエー諸島	通過	3. 3 0
ロサンゼルス	着	4. 3 0

ロサンゼルス	出帆	7. 4
ホノルル	(トランパックレース) 着	7. 17
ハワイ島	出帆	8. 10
サモア諸島	着	10. 10
シドニー	着	12. 1
"	出帆	12. 26
ホバート (タスマニア島) (シドニー ホバートレース)	着	1970. 1. 2
シンガポール	着	2. 15
香港	着	3. 20
香港	出帆	4. 10
マニラ (チャイナシーレース)	着	4. 17
台湾 (高雄)	着	5. 1
那覇	着	5. 15
日本 (衣浦港)	着	6. 10

(2) 出帆後の動静

2月17日 衣浦港出港 一 相賀浦入港 (日和待ち)
 18日 相賀浦出港 一 賀田入港 (日和待ち)
 21日 賀田出港
 28日 父島入港 (日和待ち)
 3月 5日 父島出港
 3月20日 正午位置 $27^{\circ}44'N$ $166^{\circ}17'E$

連絡は週2回アマチュア無線によつてゐる。

使用周波数帯小笠原まで 3.5 MC 以後 2.1 MC

その他予備として 7 MC、 2.8 MC、

コールサイン、 J A 2 Y N G 交信状態は良好

5. 小型船舶操縦士試験について

2月12日東海船舶操縦士試験において上記試験が実施され当支部から6名の受験者があつた。内1名は身体検査で不合格となつた外、全員合格した。

筆記試験は大変易しいが、受験資格はかなり厳しく、視力は裸眼0.4以上、乗船履歴としては乗船日数実質365日以上となつております。

6. 第7回海技教室開催

天測技術の講習を目的として、第7回海技教室が2月8日より5回、25時間にわたつて実施されました。

講師は角田支部長、名古屋市立科学館のプラネタリウムをおりませた講義、鬼崎港での実地訓練などで受講者は熱心に受講し、天測の初歩をそれぞれ習得いたしました。

なお、この講習は各自六分儀、天測略歴、簡易天測表持参という厳しい条件でしたが、8名が参加しました。

7. 第8回海技教室開催

3月9日名古屋駅前中小企業センターにて、名古屋海上保安部、朝日新聞社後援の第8回海技教室が開催されました。

おなじみの宇都宮道春氏を迎え、「Sail and Power」をテキストに大面白く有益なお話を伺いました。

当日は京都から2名の受講者もあり盛会でした。

テーマと講師は

「ヨットマンのしつけ」 角田東海支部長

「ヨットマンの教育とシーマンシップの基本」

宇都宮「ウツノミヤ、セーリング、スクール」校長

8. 無線について

今回の「チタⅢ」の行動は乗員であるハムの戸塚、隅谷両君によつて現在のところスム

ーズに連絡がとれております。

昨年来、当支部において、通信対策特別委員会を発足させ、一方ハムの免許をとることをすゝめきましたが、現在有資格者は約15名になりました。

3月6日の委員会での無線連絡についての結論は次のとおりです。

- (1) 安全装備としての通信機はSOS自動発信機が一番確実であり、これを採用する。
- (2) アマチュア無線は技術の上達、機器の整備によつて、有効な通信手段となりうる現在は実験段階である。
- (3) 遠距離通信用としては「ヤエスFTDX-100」が一番良い。使用周波数帯3.5-7-14-21-28メガサイクル。現在「チタIII」および「白雲」に搭載している。
- (4) 平常の使用範囲、通信機の簡便性、価格の点などから、一般向にはグループ内通信用として当面144メガサイクル帯のFMトランシーバーを採用することとなつた。

この線にそつて支部所属艇のうち希望するものは搭載することになるが、出力10Wで価格約4万円で、伊勢湾、三河湾などで十二分に活用出来るものと考えられる。

なお当支部としては各支部においてもこの方向(144メガ帯)で整備されることを希望している。

IV 京都支部

1. 総務関係

(1) 指長会議

本年第1回指長会議を3月2日開催し、支部長及び各委員は全員留任に決定した。

(2) 新入会員

№60 河辺俊雄

住 所 大津市觀音寺町3-11 電 (07754) 2-8854

同志社大学外洋帆走部主将

所 属 フルール・ブルーIII

(3) 死 亡

元マリリアの代表名義人(特別会員)安藤銃二氏は去る1月22日死亡され、マリリ

アの名義人（特別会員）に北岡正一氏がなりました。

2. 海事思想普及関係

（1） クルーザー教室

4月下旬より4ヶ月間毎月3日づゝ、初心者向のクルーザー教室を一般並びに会員を対象に開催する。募集人員は20名とし、受講費は未定であります。

（2） 航海用具実習

7月上旬3日間の予定にて、六分儀（セクスタント）所有者に対して、熊野灘沖で天測実習を用います。所要費用は未だ決つておりません。

3. その他

（1） 井上正春氏同志社大学外洋帆走部初代監督就任。同志社大学体育会外のスポーツ活動として同大学に外洋帆走部が本年2月より発足し、その初代監督として当支部井上支部長が就任され、その手腕の程が大いに期待されています。

4. 昭和44年度レース予定

昭和44年度京都支部レース予定表

日 時	レース名	距 離	コ 一 ス	ス T A R T	フ I N I T I O N	帆 走 委 員
（日） 4/27	沖ノ島	20浬	大橋一沖ノ島一大橋	09.00	大 橋	松本、井上
（日） 5/18	多景島	26	大橋一多景島一大橋	07.00	大 橋	ハヤテ、秋山
（土、日） 6/14-15	竹生島	50	大橋一竹生島一宮ヶ浜	6/14 18.00	宮ヶ浜	北岡、辻井
（日） 7/ 6	沖ノ白石	26	大橋一白石一大橋	07.00	大 橋	馬杉、秋山
（日） 8/24	近江舞子	14	K. Y. C. 一舞子	07.00	舞 子	中谷としづき
9/25	満月 ランデブー		K. Y. C. 一堅田浮御堂	16.00		岡島とシーメート
（土、日） 10/ 4-5	竹生島	57	大橋一竹生島一K. Y. C.	17.00	K. Y. C.	玉舎とショーカー
（日） 11/ 2	沖ノ島	20	大橋一沖ノ島一大橋	09.00	大 橋	松居とビクトリー
（日） 12/ 7	沖ノ島	20	同 上	09.00	大 橋	田村とタムタム

V 内海支部

1. 内海支部だより

2月20日、大阪スポーツマン会館で、今年初めてのオーナー会議を開催し、スケジュールを決定した。今年も去年と同じく担当部長制を採用し、それぞれの責任によつて、計画実行願うことになつた、担当部長は次の通り

行 事 担 当	樽 谷 博
レ 一 ス 担 当	合 田 督
ランデブウ 担 当	谷 川 晴 彦
普 及 安 全 担 当	塚 本 修
表 彰 担 当	井 上 透

行事としては、ランデブウ、レース5回、表彰式忘年会及び、安全規則講議を行う。

※ランデブウの日時はゴールデンウイークの5月3日に淡路島西海岸で催し、場所の設営等は、担当部長の谷川氏が、実地調査の結果決定することになつた。

※レースの方針は、内海支部に所属する海域のすべてのクルーザーのヨットマンをN O R Cに入会して貰う様に、レースを二種類に分け、一つは従来のオーシャンレースを主体とし、高度のレーシング、パフォーマンスを目的とする、このレースとして紀伊水道レース、高松レースを当てる。他方、デインギーからクルーザーに乗つた人達や初歩の軽クルーザーの人達すべてを包含し、幅の広いN O R Cを形成する為に、オープンレースを行う。このレースでは余り厳格に規則を云々せずに、例へば、安全備品の不足があれば、帆走委員会で貸与出来る様準備を行う。そしてレースの前に二時間位、野本謙作、松木哲両先生に、安全規則の講議して戴き、出艇者の安全を期することにした。このレースとして洲本、大阪湾横断、幡磨離レースを当てる。

※表彰式忘年会は昨年同様11月30日関西ヨットクラブで行う。樽谷、井上両氏が担当する。

1969年内海支部レース案内

月 日	7月19~22日	8月16~17日	10月4~5日	11月22~23日	11月1~2日
レース名	紀伊水道洲	日本	大阪湾横断	幡磨	高麗
帆走委員長	谷川賄彦浜永	裕	武内良夫	神村正弘	塙本修
コース	新和歌浦→於鶴嶺→田辺湾	西宮一洲本	須磨一淡輪黒崎	の形一上島一鞍掛一的形	高松
浬数	60	30	19	18	50
スタート時	20日06:00	17日05:00	5日06:00	23日07:00	1日23:00
スタートライン	新和歌浦港	西宮港	妙法寺川口	的形港	港外
フィニッシュライン	田辺湾口	洲本港	黒崎港	形港	港外
レース報告書提出	フィニッシュ後直ちに提出	左	左	左	左
タイムリミット	22日17:00	17日18:00	5日15:00	23日16:00	2日15:00
出艇料	¥4,000一艇	登録艇 1,000 1,500	非登録艇 左	登録艇 1,000 1,500	非登録艇 ¥3,000
申込先	門真市御堂町15府住 18棟26号 06-992-8258	西宮市浜町9-14 0798-22-6933	-10 078-62-0892	神戸市垂水町大町2-1 1-8 078-76-3384	神戸市東灘区御影町東 明乙女塙268 078-85-6364
申込締切	7月5日	8月3日	9月21日	11月9日	10月25日
期限後申込	締切後7日以内に運延料 ¥2,000を添え帆走委員長に申込	左に同じ但し¥1,000を運延料とする	左	左	左

レース名	紀伊水道	洲本	大阪湾横断	幡磨離	高松
艇長会議	19日18,000	16日19,000	4日18,000	22日18,000	1日20,300
場所	於関西ヨットクラブ	於須磨ヨットハーバー	於奥村造船所	於奥村造船所	
賞	杯	ファストファイニッシュ賞	ファストファイニッシュ賞	ファストファイニッシュ賞	
	一位 二位 三位	一位 二位 三位	一位 二位 三位	一位 二位 三位	
競争事項	緊急	田辺海上保安部 0739-2-2000	神戸海上保安部 078-3-3-6742	奥村造船所	姫路海上保安署 0792-35-1016
事態発生時の状況	下津海上保安署 07349-2-0113	関西ヨットクラブ 0798-26-0691	須磨ヨットハーバー 078-71-6987	0792-54-0560	高松海上保安部 0878-21-7011
先	小松島海上保安部 08853-2-1950	樽谷 博 0797-86-2221			奥村造船所 0792-54-0560
連絡	津田郁太郎 0734-22-1202				高松ヨットハーバー -0580
出艇資格	NORC内海支部安全規則に合格する艇	※ オープンレース NORMC内海支部安全規則に準ずる	オーブンレース左に同じ	オープンレース左に同じ	NORC内海支部安全規則に合格する艇
安全装備点検	19日17,000	16日18,000	4日16,000	22日16,000	1日20,000
安全規則講議		16日20,000	4日14,000	22日19,000	
前夜祭	19日20,000	1人￥1,000	1人￥1,000	1人￥1,000	1人￥1,000
	場所後日通知	於関西ヨットクラブ	於須磨ヨットハーバー	於奥村造船所	左に同じ
	￥1,000程度参加人				左に同じ
	数通し願ひます。				左に同じ
	参加人数6組				左に同じ
	申込事				

IV 西内海支部 (記事なし)

VII 会員及び登録艇

1. 会員及び登録艇の現状

昭和44年3月15日現在

	特別会員	正会員	準会員	TOTAL	登録艇数
関東支部	147	433	57	637	141
東海支部	27	88	6	121	29
京都支部	16	26	6	48	15
内海支部	38	74	25	137	37
西内海支部	14	31	0	45	9
TOTAL	242	654	94	988	231

○おしらせ

正会員、伊橋照美写真展

皆さんとおなじみ深い伊橋さんが「ヨット」を主題にした50余点の労作展
「風と水と光」を下記により開催されますので、皆さんのご賞覧を期待して
おりますとのことです。

記

日 時 昭和44年4月18日(金)～23日(水)

と こ ろ 東京銀座 松屋デパート 8階(特設会場)

新 入 会 員
関 東 支 部

会員№	氏名	住所	(〒)	勤務先	(〒)	フリ+	所屬	艇
(特別会員)								
(正会員)								
6.8-1008	宇都宮 通 春	千葉県松戸市馬橋1166-4						
6.8-1009	西野 明 男	神奈川県逗子市久木4-10-19 (0468) 71-5286	自由業 (音楽)					
6.8-1010	坂田 昌 機	" 横浜市戸塚区戸塚町3163 (045) 861-1013	坂田靴下工場					
6.8-1011	大石 信	" 横須賀市大船町1-16 (0468) 22-6722	湘南義視製作所					
6.9- 004	武田 陽 功	東京都港区西麻布1-3-13 (408) 2372 (402) 5942	(株) 武田 (402) 0253					
6.9- 008	小林 脩 無	" 世田谷区世田谷1-36-3 (429) 7343	(株) 明輝製作所技術部 (045) 931-4501					
6.9- 016	竹脇 昌 治	神奈川県横浜市港北区太尾町1143 (045) 531-5289	松竹映画 (株) (0467) 46-7111					
6.9- 029	倉本 伸	" 茅ヶ崎前浜須賀15-7 (0467) 83-2114	日野自動車工業 (株) 輸出部販売第二課 (272) 1058					
6.9- 025	本間 武 男	" 川崎市木605 (044) 41-6439						
6.9- 026	石川 平八郎	東京都新宿区矢来町151 (268) 7023	(株) 梅沢地金店 (866) 2211					
6.9- 035	川口 恒 司	" 葛飾区四ツ木2-21-1 (697) 4585	(株) ニッサン (563) 5806	代				
6.9- 039	深川 龍 男	" 江東区亀戸2-6 3-506 (683) 2795	ラサ工業 (株) 営業部 (861) 0281					
6.9- 041	富田 剛 旦	" 荒川区東日暮里4-12-1 (891) 1294	日本大学 (在学)					
(正会員)								
6.9- 001	木村 光成	東京都中央区築地2-15-17 (541) 7422 0151	東洋レーヨン (株) 織・販部オペロン課					
							油壺	ダボハゼII

69- 002	奥 田 康 博	神奈川県横浜市港北区篠原町 27 (045) 401-8864	インダストリアルデザイナー (在ニユーヨーク)	油 荒	AIOLA II
69- 003	羽 山 泰 夫	" 逗子市樺山 7-9-5 (0468) 71-3098	帝人 (株) 東京産業資材課 (502) 5111	油	小綱代 竜 王
69- 006	大 野 和 彦	" 横浜市神奈川区子安通 1-136 (045) 441-7371	日本大学 (在学)	油	小綱代 竜 王
69- 007	五十嵐 久 俊	" " 南区藤田町 902	市光工業 (株) 研究部 (0463) 95-2211	油	小綱代 もさ 三
69- 009	与謝野 俊	" 藤沢市藤ヶ岡 2-2 公園住宅 29-105	日本住宅公団東京支所建築部 設計課	油	小綱代 もさ 三
69- 010	五十嵐 富 久	東京都小平市花小金井 2-7 22 公団職員住宅 A-310 (0425) 61-3149	" 南多摩営業所	"	"
69- 011	小野寺 雄	神奈川県横浜市港北区篠原町 2280 (045) 401-1500	" 東京支所 市街地住宅部 課	"	"
69- 012	小野寺 雄	" " 南区富士町 2-30 (731) 2347	旭メッシュ (731) 2347	油	ASAHI
69- 013	長次郎 明 治	東京都北区赤羽北 1-2-1-11 荒川荘	新屋経済研究所研究部 (241) 0082	油	雲 仙
69- 014	本 藤 安 志	" 板橋区下赤塚町 490	北炭化成	油	江の島
69- 016	竹 脇 義 果	神奈川県横浜市港北区太星町 1143 (045) 531-5289	自由業 (045) 541-2106	油	竜王丸
69- 017	西 村 一	東京都大田区大森北 3-31-16 (761) 8374	慶應義塾大学 (在学)	壺一郎	シーア
69- 018	渡 辺 守 男	鶴岡駒込横浜伊豆下加茂 448 (055806) -6003	(株) 武田下田出張所	シーア	VAGO VELA
69- 019	加 藤 文 彦	東京都豊島区東池袋 5-1-1 (982) 1854	" (401) 8833	"	"
69- 021	大矢木 一	" 板橋区下赤塚町 2 (930) 0846	早稻田大学 (在学)	VAGO VELA	"
69- 022	堀 口 信 行	神奈川県鎌倉市梶原 1764-15	中村船具工業 (株) セール部 (045) 681-2019	稻 竜	飛
69- 023	福 岡 汎 人	神奈川県横浜市中区本牧三ノ谷 1-6	" ヨットポート部 "	"	"
69- 024	仁 藤 勝 郎	千葉県千葉市中央 2-3-20 (0472) 61-1651	ハッシュハイスクエンターフライズ (株) シーボニアヨシトクラフ		

会員№	氏名	住所 (TEL)	勤務先 (TEL)	フリート	所属艇
69- 027	西野 彩一	東京都台東区電泉2-14-13 (873) 4649	ソルヤバーン (873) 4649	小綱代	NADJA II
69- 028	松村 哲雄	" 江東区豊洲1-2-7 若潮寮 (531) 9908	石川島播磨重工業生産管理部	江の島	雲仙
69- 029	宮崎 審実	神奈川県横浜市南区三春台20 (045) 241-2218	技術サービス課 (531) 5111内2322	小綱代	HIRO
69- 030	中山 知美	東京都千代田区神田錦町2-9 (291) 4852	加藤ボート工業 (株) 41-1351	"	くろしお II
69- 032	園部 真理	" 大田区矢口3-9-3 (759) 8358	千葉大学 (在学)	"	"
69- 033	渡辺 芳夫	東京都目黒区三田2-3-7 (719) 9011	" (")	"	"
69- 036	星野 朋朋	千葉県市川市北国分町2432 (0473) 23-1594	川口ゴム工業 (株) (253) 4911	シーボニア	SIMPSON
69- 037	牛久保 亮一	東京都武藏野市境3-1-10 (0422) 51-1807	日本住宅公團南多摩開発局	小綱代	SUNGO
69- 038	市村 猛	神奈川県横須賀市東浦賀2-46 (0468) 41-0240	工事設備課 (0423) 62-5011-3	小綱代	竜王
69- 040	深川 知明	東京都江東区亀戸2-6 3-506 (683) 2795	清水建設 (株) 建築部 (0465) 82-1111 宮川櫻包装輸 (株) 業務課 (654) 1477	江の島	潮路
(準会員)					
69- 005	三野村 和雄	千葉県市川市真間1-1-9 (0473) 22-4517	慶應義塾大学 (在学)	江の島	潮風 III
69- 031	塙田 孝夫	神奈川県横須賀市三田3-3-17 (044) 92-2365	千葉大学 (在学)	小綱代	くろしお II
69- 034	瀬川 清登	東京都中野区東中野4-22-1 (368) 1518	明治学院大学 (在学)	シーボニア	MISS SUNBIRD

会員№	氏名	住所 (TEL)	勤務先 (TEL)	フリート	所属艇
内海支部		在	し		
東海支部					
143	小酒井 窪 一	愛知県名古屋市昭和区永金町1-14 (882) 3611	南山大学 (在学)	鬼崎	ネービープルーII
144	△三矢 直 城	" " " 福原町3-1 4番木方 (781) 6253	名古屋大学 (在学)	"	"
145	鈴木 邦 豊	" " " 田舎町1-6 9九重荘 (761) 2736	名城大学 (在学)	"	しゃち
146	山田 弥 一	" " 南区鶴町3-21 (652) 0574	熱田警察署外勤課第2係	"	"
147	◎竹内 美好	三重県志摩郡志摩町和具4150 (5) 0429	シマヤ菓子店 (5) 0429	"	(239) GAMETUYAI
京都支部					
60	河辺 俊 雄	滋賀県大津市觀音寺3-11 (2) 8854	同志社大学 (在学)	ビワコ	FLEUR BLUE II
西内海支部					
47	◎花本 寛治	大分県大分市大字千歳九電アマート5745号	九州電力 (株) 大分発電所技術課 鶴崎 (4101)	別府	HIRO II
48	渡辺 覚	" " " 市内町1-1-25 大分 (2) 6412	大分中央高校 大分 (2) 6218	"	OPTIMIST I
49	◎生野 雄一郎	" " " 1-2-23 "	生野学園 " (2) 4979	"	牛若丸 (39) FORTE
50	◎浅川 喜雄	" 別府市弓ヶ浜4-11 生駒アベート内	" (2) 6724	"	
51	◎松野 亘秀	" " 山ノ手町11-63 大分 (2) 1649	国際レンタカーホテル二条 大分 (2) 5905	"	
52	森重 新治	" 大分市鶴町3-2-4 "	3959 (有) 森重商店 大分 (2) 3959	"	
53	河野 重 刷	" 市内町2-1-26 "	9691 立教大学経済学部	"	
54	今村 敏郎	" 大手町3-2-29 "	2640 東京慈恵会医科大学	"	

住 所 変 更

会員 No.	氏 名	新 住 所
関東支部		
	(特別会員)	
7764	土肥由夫	東京都世田谷区桜新町2-25-2
7746	福山美晴	" 文京区春日2-22-5川口アパート305号
	(正会員)	
6652	浅川 進	岩手県九戸郡山形村関
3352	土肥元良	千葉県船橋市本中山町2-4-12
5578	福林紀元	東京都町田市鶴川町5-18-18
6692	橋本順	神奈川県鎌倉市玉繩1-1-4
7762	伊藤奉充	" 厚木市旭町4-12-6 ソニー岡田2寮
68-904	石渡四郎	東京都南多摩郡多摩町和田1748
5593	笠井明人	東京都渋谷区上原2-2-21
6611	小黒公一	神奈川県横浜市金沢区富岡町110
4429	松延猛	東京都豊島区巣鴨5-1078清和荘
6680	丸 隆	" 渋谷区本町5-44須賀方
6671	須賀光一郎	" 港区麻布我善坊町
7786	高橋太郎	神奈川県横浜市金沢区谷津町235横浜国立大学大4寮
7743	梅野裕二	静岡県沼津市大岡駅前町2204-1若葉荘
5572	柳橋達夫	東京都南多摩郡稻城町大丸95-6
5574	井野祐一	神奈川県逗子市桜山2-1-34本田マンション
	(準会員)	
68-979	高谷善人	東京都調布市深大寺町3593清水方
内海支部		
38	梶田知道	大阪府吹田市古江台2-12-22
33	◎白戸健	岡山県玉野市和田5-3-19-102

会員 No	氏 名	新 住 所
80	鈴木 隆一郎	大阪府大阪市阿倍野区松崎町 2-5-3-16
21	猪上 忠彦	兵庫県加古川市平岡町二俣石原造船社宅 102号
西内海支部		
50	◎ 浅川 喜雄	大分県別府市弓ヶ浜 4-11 生駒アパート内
33	長島 一郎	広島県広島市庚午北 2-8-10
17	佐々木 司朗	" " 宇品神田 2-15-21 神田マンション 102号
京都支部		
45	若草 弘一	京都市上京区寺之内通り千本東入ル上ル西入ル井田町

会員間の異動

支 部 名	会員 No	氏 名	所 属 艇
(特別会員より正会員へ)			
東 海 支 部	55	ARNEK QKSENDAL	
"	81	今 関 康 志	シヤーク VII
(正会員より特別会員へ)			
東 海 支 部	42	日 比 正 光	(237) BUCCANEER
"	83	都 築 勝 利	(217) A Y A
京 都 支 部	16	北 岡 正 一	(703) MARILIA
(準会員より正会員へ)			
関 東 支 部	7786	高 橋 太 郎	SIRENA
"	7861	柴 田 晴 康	おうりゆう
内 海 支 部	118	武 内 良 夫	

3. 新登録艇の紹介

支部	セール No.	艇名	RIG	クラス	L O A × L W L × B × d	オーナー	フリート
関東	634	MAHI-MAHI II	S	III	9.45 ^m × 7.00 ^m × 2.84 ^m × 1.70 ^m	三木貞守	油壺
"	635	つばき	S	III	9.45 × 7.00 × 2.84 × 1.70	釜口昌久	シーボニア
"	638	WATER BABY	S	V	22' 4" × 18' 8" × 7' 2 1/2" × 3' 11 1/3"	西野明男	諸磯
"	639	SAMOA I	S	V	6.50 ^m × 5.40 ^m × 2.04 ^m × 1.40 ^m	大石巖	
"	640	VAGO	S	III	11.00 × 8.50 × 3.12 × 1.93	武田陽信	シーボニア
"	641	VELA	S	V	6.50 × 5.40 × 2.04 × 1.40	武田陽信	シーボニア
"	643	瀞(トロ)	S	V	6.300 × 5.600 × 19.97 × 250	小林功	諸磯
"	644	SOYOKAZE	S	V	6.5 × 5.4 × 2.04 × 1.4	倉本昌治	シーボニア
"	645	PUFF	S	V	6.7 × 5.57 × 1.8 × 1.18	本間武男	諸磯
"	646	SIMPLON	S	IV	7.49 × 6.10 × 2.30 × 1.55	川口恒司	シーボニア
"	647	潮路	S	V	6.50 × 5.40 × 2.04 × 1.40	深川竜男	江の島
東海	235	白雲	S	III	10.95 × 7.40 × 3.02 × 1.77	榎原伊三	衣浦
"	236	CHITA III	S		12.15 × 10.55 × 3.00 × 2.15	丹羽由昌	鳥羽
"	239	GAMETUYA	S		8.00 × 6.52 × 2.26 × 1.55	竹内美好	和具

あとがき

第6回通常総会も、出欠のお返事も、委任状の送付もなく、事務局を大変心配させた人が多かつたのですが、それでもどうにか、事なく終了いたしました。総会の出席は会員の大きな義務の一つでありますので、お手数でも、出欠の有無だけは必ずお知らせを願います。

こんどのニュースは大へん発行が遅れて申し訳ありません。実は内容をごらんになつていただければおわかりと思いますが、各支部からの原稿の出が悪く、原稿待ちに、時を消費した次第であります。「記事なし」「報告なし」などと記入しては、支部の人に申し訳ないのであります。悪しからずご了承下さい。今後は〆切期日は厳重に守ります。次の〆切日は5月31日です。お忘れなきようお願いします。

愈々シーズンに入りますので、ご活躍をご期待いたします。

(高村記)